

議事日程(第3号)

令和5年7月4日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第30号議案 令和5年度中間市一般会計補正予算(第5号)
(日程第1 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 第31号議案 中間市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 第32号議案 中間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 第33号議案 中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 第34号議案 中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 第35号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第36号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
(日程第2～日程第7 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 意見書案 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書
第 5 号 見書
(日程第8 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 意見書案 国による学校給食費の無償化を求める意見書
第 6 号
(日程第9 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第10 意見書案 急激な物価高の下で、消費税の減税を求める意見書
第 7 号
(日程第10 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第11 中間市第5次総合計画基本構想の策定に関する審査特別委員会の閉会中の継続審査について(第37号議案)
(日程第11 採決)
- 日程第12 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1 番	小林 信一君	2 番	堀田 克也君
3 番	田口 善大君	4 番	蛙田 忠行君
5 番	柴田 芳信君	6 番	田口 澄雄君
7 番	山本 慎悟君	8 番	安田 明美君
9 番	掛田るみ子君	10 番	中尾 淳子君
11 番	阿部伊知雄君	12 番	大和 永治君
13 番	柴田 広辞君	14 番	下川 俊秀君
15 番	井上 太一君	16 番	中野 勝寛君

欠席議員（0名）

欠 員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	福田 浩君	副市長	………	田代 謙介君
教育長	………	蔵元 洋一君	総務部長	………	後藤 謙治君
保健福祉部長	………	冷牟田 均君	市民部長	………	米満 孝智君
教育部長	………	北原 鉄也君	教育部参事	………	森 秀輔君
環境上下水道部長	………				田中 秀一君
建設産業部長	………	村上 智裕君	消防長	………	高野 智宏君
総務課長	………	井上 篤君	財政課長	………	持田 将一君
企画課長	………	芳賀麻里子君	情報管理課長	………	影平 浩一君
こども未来課長	………	平川 佳子君	健康増進課長	………	八汐 雄樹君
福祉支援課長	………	山本 竜男君	収納課長	………	田代 磯政君
環境保全課長	………	岡 和訓君	消防本部次長	………	上本 聡君
予防課長	………	伊藤 裕之君	警防課長	………	永尾 貴志君

事務局出席職員職氏名

事務局長	佐伯 道雄君	書記	志垣 憲一君
書記	本田 裕貴君	書記	山本 和美君

午前10時00分開議

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第30号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第1、第30号議案、令和5年度中間市一般会計補正予算（第5号）を議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第30号議案、令和5年度中間市一般会計補正予算（第5号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3,946万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ186億8,801万3,000円とするものです。

補正予算の歳出では、総務費におきましては、財源調整として財政調整基金積立金が2,040万2,000円減額されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第30号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり5万円を支給する臨時特別給付事業が実施されていますが、令和4年度分の精算に伴い、超過交付分を国に返還する必要があるため、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金国庫補助金返還金に1,760万2,000円が計上されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第30号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第30号議案、令和5年度中間市一般会計補正予算（第5号）のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、国庫支出金において、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に2,026万6,000円が計上されています。

また、諸収入におきましては、遠賀郡4町から受け入れる地球温暖化対策実行計画策定事業負担金に1,120万円が、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に800万円がそれぞれ計上されています。

次に、歳出の主なものとして、衛生費におきましては、北九州都市圏域における脱炭素先行地域に係る取組として、地球温暖化対策実行計画の区域施策編を遠賀郡4町と共同で策定する経費に2,200万円が、中間市総合会館に第三者所有方式で太陽光パネルを設置する事業への再生可能エネルギー推進補助金に2,026万6,000円がそれぞれ計上されています。

討論において、「中間市総合会館に太陽光発電装置を設置するにあたり、変電設備の工事は行わないと聞いているが、蓄えた電気を自分の設備で使用できる状況が必要であり、電気設備の安全を保つためには、電気の技術者を採用すべきだと考える。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、第30号議案、令和5年度中間市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第30号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 第31号議案

日程第3. 第32号議案

日程第4. 第33号議案

日程第5. 第34号議案

日程第6. 第35号議案

日程第7. 第36号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第2、第31号議案から日程第7、第36号議案までの条例改正6件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第31号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、さきの3月市議会定例会において議員提案され、可決された「中間市ふるさと応援基金条例」について、基金運用実務の観点から、その一部を見直すものです。

条例改正の内容としては、基金の趣旨及び条例全体の構造を維持しつつ、積立ての方法、積み立てる額、処分の方法及び公表の方法について、より明確になるように条文の構造及び表現の見直しを行うものとなっております。

なお、条例の施行日は、公布の日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第32号議案から第35号議案ま

での条例改正4件について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第32号議案、中間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、本年4月1日に、こども家庭庁が設置されたことに伴い、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行され、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴うものです。

条例改正の主な内容としては、条例において引用しております、子ども・子育て支援法の条項にずれが生じたことから、これを見直し、また、現行の条文上、子ども・子育て会議の臨時委員についての規定に不明確な部分があったことから、これを明確にするようこちらも併せて見直しを行うものとなっております。

なお、条例の施行日は、公布の日とされています。

討論において、「国の法律には瑕疵があると考えるが、今回の国の法改正に伴う条例改正には関係がないと判断して賛成する。」との意見がありました。

次に、第33号議案、中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、本年4月1日に、こども家庭庁が設置されたことに伴い、市町村が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、条例を定めるに当たっての基準となる内閣府令が改正されたことにより、本市の条例におきましても、所要の規定を整備するものです。

条例改正の内容としては、主務大臣の変更、条項の整理等の内閣府令と同様の改正を行うものとなっております。

なお、条例の施行日は、公布の日とされています。

次に、第34号議案、中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、第33号議案と同様に、こども家庭庁が設置されたことに伴い、条例制定の基準となる省令が改正されたことによるものでございます。

条例改正の内容としては、省令と同様に、児童福祉施設に関する事務の主務大臣を内閣総理大臣に改めるものです。

また、バス送迎の安全管理に関する規定について、官報に省令の正誤が掲載されたことから、これと同様の改正を行うものとなっております。

なお、条例の施行日は、公布の日とされております。

次に、第35号議案、中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、本年2月1日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴うものです。

このたび、国の社会保障審議会において「出産育児一時金の支給額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされ、被用者保険の被保険者に対する出産育児一時金については、政令が改正し、基礎額が引き上げられておりますが、他方で、国民健康保険の被保険者に対する出産育児一時金については、市町村が条例で定めることとされておりますことから、本市におきましても、国と同様に出産育児一時金の額を引き上げるものです。

条例改正の内容としては、出産育児一時金の額を「40万8,000円」から「48万8,000円」に改めるものとなっております。

なお、条例の施行日は、公布の日とし、令和5年4月1日以後の出産に基づく出産育児一時金の支給について適用することとなっております。

討論において、「中間市内の出産に要する費用は、出産育児一時金を超えることがあるため、人口増加策として、この超過分に係る市独自の施策の検討を要望し、意見を付して賛成とする。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第32号議案、第33号議案、第34号議案及び第35号議案のいずれも全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第36号議案、中間市火災予防条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、火災予防に係る条例制定の基準を定める総務省令である「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が、本年2月21日に改正されたことによるものです。

条例改正の主な内容は、これまで20キロワット超200キロワット以下と定められていた急速充電設備の全出力の上限を撤廃し、その充電対象を「電気自動車等」として船舶や航空機等も対象とされています。

また、急速充電設備の普及の実態を踏まえ、条例に規定する急速充電設備はコネクタを用いて充電するものであることを明確にし、これ以外のものは変電設備として取り扱うこととされています。

さらに、分離型の急速充電設備には充電ポストが含まれることが明示されるとともに、充電ポストについては、その筐体を不燃性の金属材料で造らなくてもよいこととされるほか、建築物からの離隔距離を保つ必要はないこととされています。

このほか、受動喫煙防止のために健康増進法に基づく喫煙専用室の標識が設置されている場合には、火災予防条例に基づく標識を不要とするなど、喫煙所の表示に関する規定が見直されています。

なお、条例の施行日については、原則として公布の日とし、急速充電設備の規制に関する規定については、省令改正の施行日に合わせ、令和5年10月1日とされております。

討論において、「急速充電設備については、電圧及び電流の異常を検知した場合は、自動的に停止する装置を備えているか、消防署として監視し、指導してほしい。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、第31号議案から第36号議案までの条例改正6件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第31号議案、中間市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第31号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第32号議案、中間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第32号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第33号議案、中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第33号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第34号議案、中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第34号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第35号議案、中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第35号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第36号議案、中間市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第36号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、意見書案第5号

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第8、意見書案第5号、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。阿部伊知雄君。

○議員(11番 阿部伊知雄君)

公明党の阿部伊知雄です。

意見書案第5号、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書案の趣旨説明を行います。

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっています。このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠です。

また、今日、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要です。

よって、政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、さまざまな障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について、財政措置を含めた特段の措置を講じることを求めます。

1つ、特別支援教育支援員の適切な配置。障がいのある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室移動の補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援。

2つ、特別支援教育コーディネーターの適切な配置。保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援。

3つ、看護師等の専門家の適切な配置。医療的ケアが必要な子どもや障がいのある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援。

4つ、特別支援学校のセンター的機能の強化。各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく、学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取り組みを促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化への支援。

5つ、特別支援教育デジタル支援員の配置。GIGAスクール構想により整備された1人1台の端末を、特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員の配置への支援。

6つ、特別支援学校教諭免許状の取得支援。特別支援学校教諭免許状の取得支援の強化や大学等における特別支援教育に関する科目の習得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援。併せて特別免許状についても強力で推進すること。

以上6点について、国の財政措置を含めた特段の措置を講じることを求めます。議員の皆様のご賛同をお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。小林議員。

○議員（1番 小林 信一君）

意見書案第5号、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書、この意見書について、今、提案理由が述べられました。いくつかお尋ねしたいことがありますので、よろしくお願いいたします。

本意見書の中に、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築というのがあります。このインクルーシブ教育とは、どのような教育を言われるのか。また、インクルーシブ教育と特別支援教育とは、どのような違いがあるのか。あるいは、インクルーシブ教育のメリット・デメリット、これはどういうものがあるのか。まず1点目にお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

阿部議員。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的のもと、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において、初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されることなどが必要とされる教育システムです。ともに学ぶことにより、同じ社会に生きる人間として互いに理解し、助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことが期待できます。

それから、インクルーシブ教育の課題ですけれども、まだ現実にはインクルーシブ教育システムは確立されているとは言えません。まだまだ課題も多いです。子どもたちが多様性を受け入れられるのか、また、授業に遅れがでないか、先生のクラス運営の負荷の増大などの問題も考えられます。障がいのない子が相手を理解し受け入れられるか、いじめなどにつながらないか、との懸念もあります。というのが、デメリットと考えられます。

○議長（中野 勝寛君）

よろしいですか。阿部議員、よろしいですね。

小林委員。

○議員（1番 小林 信一君）

質問はやりとり3回というふうに聞いておりますので、細かく聞き返したいところがあるんですが、ちょっとそれは控えさせてもらいます。先ほど質問の中で、インクルーシブ教育と特別支援教育との違い、これをお尋ねしましたが回答があってありません。

次の質問に移らせていただきます。財政措置を含めた特段の措置を求める項目、これが先ほど6項目ほど述べられました。この6項目の全てにおいて、文末が支援という言葉でくくられております。何ひとつ具体的な要求項目や、その方法・手段等が示されておしま

せん。

そこで、そのことについて、二、三、お尋ねをさせていただきます。

項目3、ここに看護師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門家の必要に応じた適切な配置とあります。このことは、公立学校、特別支援学校あるいはこの両者に求めるものなのか、どこにこういう配置を求めていくのか、これが分かりません。

項目4、特別支援学校のセンター的機能とその機能強化、これはどういう姿を言われておるのか。今現在、特別支援学校と地元あるいは特別支援学校の関係する地域との学校でいろいろとやりとりがなされております。連携が持たれております。そういった点の何を強化していったら、センター的機能という言葉はどう理解したらいいのか、お尋ねしたいと思います。

3つ目です。項目6、ここに特別免許状について強力に推進するとあります。特別免許状はどのような免許状を言われるのか。私も教員生活を続けてきましたが、この特別免許状という言葉、これには今回、私は初めて出会いました。ということで、どのような免許状なのか。また、この免許状はどのような方法や手段で取得できるのか。この免許状の発行責任は誰か。また、これを取得した人はどのような雇用形態で学校に関わるのか。

以上、大きく3つについて、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（中野 勝寛君）

挙手で。阿部議員。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

なかなか全ての質問に答えることは難しいかもしれませんが、1つはですね、特別支援学校センター的機能ということで、これは特別支援学校には、障がいのある子どもたちの教育に加えて、いわゆるセンター的機能として障がいにより教育上特別な支援が必要な小中学校の子どもたちに対して、助言や援助を行うことが求められているということで、特別支援学校にこういう助言や援助を行う役割もあるということですね。

そこで、特別支援学校が地域の学校のセンター的な機能、情報発信、また研修の場、そういうところとして機能していく、そして、校長、職員などにそういう研修の場を設けて、それを各学校に持って帰って、特別支援学校の障がいをお持ちの方の子どもたちの支援、これを効果的に行っていくというような役割を特別支援学校に持たせていくというのが、特別支援学校センター的機能というふうに考えております。

それから、特別免許状ですけども、特別免許状は、教員免許状を持っていないが、すぐれた知識や経験を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るために、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する教諭の免許状のことというふうに理解しております。

そして、……。

○議長（中野 勝寛君）

3つ目のやつですね。3つ目の求め先ですね。専門家をどこに必要なに応じた配置を求め
るのかということですね。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

これは、申し訳ありません。ちょっと私も理解不足ありますので、後日回答させていただ
けばと思います。

○議長（中野 勝寛君）

小林議員よろしいでしょうか。

はい、小林議員。

○議員（1番 小林 信一君）

3回目になりますので、これで終わらせていただきますが、後で何らかの回答をいただ
けるということですので、お願いしておきます。

先ほど、インクルーシブ教育について、デメリット的なことを言われた部分もあります。
私も今回これが提出されて、一生懸命調べてみました。

メリットにつきましては、教員はスキルの向上と意識の変化が期待できる。子どもたち
への接し方や支援の方法を学び、実践を重ねることにより、新たな学校教育へのあり方が
身につく、考えられる。障がいのある子へ、学びの機会が増え、成長や自立へのよい影響
が期待できる。周囲の子どもたちは、障がいに対する偏見をなくし、多様性を学ぶことで、
思いやりの心を育める。

何事もいいことばかりではないようで、デメリットの分を調べてみましたら、全ての教
育現場で導入できるシステムではない。これは謳われてます。教員は、支援が必要な子ど
もへの配慮の度合い、その範囲を考える必要がある。事業のペースが遅延する可能性があ
る。教師にとっては負担増の問題が発生する。専門的知識を持つ教員や支援員が不足すれ
ば、教員の負担軽減ができない。まさに、ブラック化へ突き進むということです。

インクルーシブ教育を取り入れる際には、現場の状況を把握し、適切な環境を整える必
要がある。デメリット・メリット合わせて、こういうことが言われておるようです。

勝手に質問して、勝手にメリット・デメリットを答えて、質問を終わらせていただきま
す。

○議長（中野 勝寛君）

阿部議員の返答は要りませんか。大丈夫ですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第5号については、委員会
の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。小林議員。

○議員(1番 小林 信一君)

意見書案第5号について、意見を付して賛成の討論をさせていただきたいと思います。

先ほど質問の中でも、いくつかお尋ねしましたけれども、この特別支援教育あるいはインクルーシブ教育っていうのは、非常にデリケートな部分を多く含んでおろうかと思えます。自分が経験した範疇でしか物が言えないのは残念ですが、この意見書案の6項目のうち、まず1番と2番目に挙がっております内容について、まずは触れさせていただきたいと思えます。

1つ目に特別支援教育支援員の適切な配置、2番目に特別支援教育コーディネーターの適切な配置、こういうふうに謳われております。このどちらとも大いに賛成するところなんです。今現在も、この支援員さんとコーディネーターの適切な配置、学校の努力によって進められておるようです。本市におきましても、小中合わせて10校の中に11名の特別支援教育支援員の配置をいただいております。ただし、これも現実から見ていきますと、特別支援学級の担任に対する補助の方、それから通常学級に在籍して特別支援を求めている子どもさんがおられるわけです。

これまでも皆さんがご存じのように、LD、学習障害児っていうのは、子どもの中に、どこを見ても6%存在しますよ、こういうデータがはっきりと出ております。

また、発達障がいの子どもたち、これも6%強存在するということが言われています。この発達障がいを有する子どもが、全て特別支援学級に入級している、在籍しているわけではありません。通常学級の中に、この子どもたちはいるわけです。支援が要るんです。そこで授業をされている担任は、30数名あるいは学級編成によって20名ぐらいで運営されている学級もありますが、担任の手が正直言って回りません。特別支援教育の充実と言いながら、根本的なところで、子どもたちが不合理な条件下で学校生活を送っている、そういうケースがあると思えます。

学校の中で、特別支援の必要な子どもたちの年間の教育システム、指導計画書、こういったものが作られております。一人一人について作られているはずなんです。それをもとに1学期の指導をし、2学期の指導をし、3学期、最終的に1年のまとめか3学期の指導を繰り返していくわけですが、ものすごいエネルギーが要るわけです。簡単に、個性重視とか個のニーズに応えるということが言われますが、それに応えるためには、物すごいエネルギーと努力と、それから財力が要るんです。そこのところを軽く受け流して、個人のニーズに応える教育を、個性重視の教育をと、私個人としては簡単に言ってほしくないな、そういう思いがどうしても気持ちの中に起こってきます。

そういった支援を求める子どもたちに、今学校の現場が特に欲しているのは、こういった支援員さん、それからコーディネーターの先生です。全国的に公立の小中学校に最低1名配置、これが明記できないんですか。学校の規模、小規模・中規模・大規模・特別支援学級がある学校については、さらにプラスアルファを考える、そういったことを明記してほしい。私はそういう気持ちでいっぱいあります。

子どもたちは助けを求めています。その手が入れるのは、私たち大人ですよ。教育のこと、それは横に置いとけ、そげえがたがたがた言うな、そういう言葉を耳にしたことも過去あります。これからの社会、ましてや少子高齢化の中で子育て支援が叫ばれています。国としても、これまでにない子どもの支援、これをやるということていろいろニュースが流れています。子どもの学校生活をする場、個々の教育条件、環境を整えてやること、これを最大限に考えていただきたい。そういう気持ちでいっぱいでございます。

センターの機能化につきましても、一つ引っかかるところがございます。今現在も、特別支援学校の担当の先生、それから各学校にいますコーディネーターの先生、打ち合わせをして一人一人の子どもに必要な支援の方法、これを探ってます。公立の小中学校では、特別支援学校の先生においでいただいて、子どもの状況を見て、こういう指導をしてくださいと、こういう指導が有効ですよと、いろいろとそこの指導支援を求めています。

ところが、特別支援学校のその地域担当の先生というのは、出事が多いんですよ。地域に公立の学校はたくさんございますので、絶えず外に出る。そうしますと、特別支援学校の中の先生の負担、1名の先生は絶えず外に出て出張という形で動きます。公的に。そうして1名が定数の中で動くと、学校の中の指導体制がきつくなる、そういう声が学校現場の中に起こってるんですね。だからこういうセンターの機能化、センター的機能を持たせるためには、1番に人員配置なんですよ。現有の中でちゃんと調査をしていただいて、何名配置するのがよろしいのか、そういったところをしっかりと調べて、具体的な数字を挙げて国へ要求していただきたい、そういう気持ちでいっぱいでございます。

定員増を要求することについては、一切反論はありません。ただ、どういう形で、どこに要求するかということについては、今現在の教育の現状、これをしっかりと見ながら行っていただきたい。そういう意見を付して、賛成討論とさせていただきます。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第5号、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案について賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 意見書案第6号

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第9、意見書案第6号、国による学校給食費の無償化を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員(6番 田口 澄雄君)

日本共産党の田口澄雄です。意見書案第6号、国による学校給食費の無償化を求める意見書案について、提案理由を申し述べます。

学校給食費の無償化についての文科省の初めての調査は2017年度でした。そのときに、小中学校ともに無償化を実施していたのは76自治体で、全体の4.4%でした。それが昨年度の7月29日時点での文科省の調査では、8割を超える自治体が地方創生臨時交付金などを活用し、軽減の実施か、実施の予定であると回答しています。

実際に青森県の青森市が、政令市では初めて無償化を実施していますし、群馬県では35自治体のうち29自治体は何らかの支援を行っています。東京都区内での実施や全国各地で新たな実施の動きが続いています。

また、政府自民党も、茂木敏充幹事長が3月25日に街頭演説で、小中学校の給食費を国としても進めていきたいと述べています。この学校給食費の完全無償化に要する予算は約5,000億円ですが、政府が今年4月のこども家庭庁の創設に伴い、国のこども関連予算の倍増を繰り返し述べていますので、現在GDP比1.7%、約9兆円の予算からしますと、新たに9兆円の予算が増えることになり、5,000億円程度の完全無償化は真っ先にやれる課題だと思います。

我が国の合計特殊出生率は、2022年の調査では前年度の1.3からマイナスの1.26となっています。若者が安心して子どもを産み育てられる環境を整備することは、我が国の将来にとっても緊急の課題だと思います。

そうしたことから、学校給食費の無償化は、子育て政策としても真っ先にやるべき課題だと思います。

政府におかれましては、国による学校給食費の完全無償化を早急に実施するよう求めて、この意見書を提出いたします。

○議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第6号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。掛田議員。

○議員（9番 掛田るみ子君）

国による学校給食の無償化を求める意見書案について、公明党会派を代表し討論を行います。

公明党は、昨年、子育て応援トータルプランを策定しました。今年3月にその内容をもとに、食のセーフティネット並びに経済的支援強化の観点から、学校給食の無償化を目指し、実態を把握するとともに課題を整理すること、と政府に提言させていただきました。現在、実態調査の実施中であり、無償化によって、児童生徒の地域への感謝の気持ちの涵養、保護者の経済的負担の軽減、給食費の徴収や滞納者への学校側の負担解消が図られたとの中間報告が上がっているそうです。

また、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を学校給食費の負担軽減にも利用できるよう提言し、骨太の方針に反映されました。今年度、小中学校合わせて複数月もしくは通年で無償化した市町村が451となり、全国の自治体の3割に上っているそうです。そして、中間市もその一つになります。給食費無償化は、福田市長の公約でもあり、今年度無償化への一歩を踏み出すことができました。

しかしながら、来年度以降も継続していくためには、国の財政支援は不可欠であります。よって、本意見書案に賛成とさせていただきます。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第6号、国による学校給食費の無償化を求める意見書を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案について賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 意見書案第7号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第10、意見書案第7号、急激な物価高の下で、消費税の減税を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。意見書案第7号、急激な物価高の下で、消費税の減税を求める意見書案についての趣旨説明を行います。

物価高騰はあらゆる分野に及んでいますが、政府の対策は、ガソリンや輸入小麦、電気・ガス代といった部分的、一時的価格抑制策だけです。物価高騰の対策としては、消費税の減税が最も効果的です。

また、物価高の中だからこそ、社会保障や教育の公的負担を軽減して、国民の生活を守り、消費の減退と景気の後退を防ぐべきであります。

そのためには、消費税を緊急に5%に減税すべきと考えます。自公政権は、アベノミクスで消費税を5%も引き上げ、年額12.5兆円、国民1人当たり年間10万円もの大增税を行い、これが消費を冷え込ませ、経済の悪化をもたらしました。その上、物価高騰によって、1年前と比べた家計の負担増は、1世帯当たり約10万円にも上ります。電気代の影響は、このうち2割程度です。物価高騰から家計を守り、消費を温め、景気を回復させるため、消費税を緊急に5%減税すべきです。

コロナ以降、世界の99か国と地域で消費税（付加価値税）の減税が実施をされてきました。日本でも直ちに減税に踏み切るべきです。

消費税は社会保障財源のために必要という声もありますが、急激な物価高騰で、今の生活が成り立たないのに、将来のためなどというのは本末転倒です。財源は、コロナ禍でも史上空前の大もうけを上げ、膨大な内部留保や金融資産を保有する大企業や富裕層に応分の負担を求めることで確保できるはずで、生活費には課税せず、能力に応じて負担する税制に切り替えるべきであると考えます。消費税減税は、全ての国民に平等に恩恵が届きます。

以上の理由から緊急に、急激な物価高の下で、消費税の減税を求めるものであります。強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。議員の皆さんの賛同をお願いいたしまして、私の趣旨説明を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第7号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第7号、急激な物価高の下で、消費税の減税を求める意見書を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案について賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 中間市第5次総合計画基本構想の策定に関する審査特別委員会の閉会中の継続審査について

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第11、中間市第5次総合計画基本構想の策定に関する審査特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

本定例会において、中間市第5次総合計画基本構想の策定に関する審査特別委員会に付託いたしました、「第37号議案中間市第5次総合計画基本構想の策定について」は、特別委員会委員長から、中間市議会会議規則第108条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。本案については中間市第5次総合計画基本構想の策定に関する審査特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。

よって、特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決

しました。

日程第12. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第12、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、田口澄雄君及び中尾淳子さんを指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上をもちまして、令和5年第3回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 田 口 澄 雄

議 員 中 尾 淳 子